

子育て短期支援事業 (ショートステイ)



保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において、おこさまを一定期間、養育・保護を行う事業です。

利用対象

幸田町に住民票のある満18歳未満の児童

利用期間

原則として7日以内（1泊2日の場合、利用日は2日間となります）

利用施設

2歳未満：岡崎市（米山寮）、豊橋市（豊橋ひかり乳児院）

2歳以上：岡崎市（米山寮、岡崎平和学園）

利用料

（1日あたり／人）

利用世帯の区分	こどもの年齢	利用者負担額
生活保護世帯	2歳未満	0円
	2歳以上	0円
町民税非課税世帯	2歳未満	1,100円
	2歳以上	1,000円
その他の世帯	2歳未満	5,350円
	2歳以上	2,750円

※おこさまの健康状態や施設の空き状況により、お預かりできないことがあります。

※施設までの送迎は保護者等で行っていただきます。

※別途、食事代がかかる場合があります。

利用方法

- ・利用を希望される方はこども家庭センターまでご相談ください。
- ・こども家庭センター窓口で利用手続きを行っていただきます。
- ・利用施設が決定しましたら、ご利用いただけます。
- ・利用後、請求情報をお送りいたします。期限までに利用料をお支払いください。

（問い合わせ先）

幸田町こども課こども家庭センター

電話 0564-64-1226

